

日社協第18号
平成26年9月18日

厚生労働大臣
塩崎恭久 殿

一般社団法人日本社会医療法人協議会
会 長 西澤 寛 俊

平成27年度社会医療法人制度及び税制改正要望について

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化しております。社会医療法人は、地域医療の重要な担い手である医療法人の中で、特に地域に必要な救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児救急医療の提供を担っています。

しかしながら、これらの医療はいわゆる不採算医療であり、今後とも社会医療法人が国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスを適切に提供するために社会医療法人に関する制度及び税制に関し、下記要望事項を掲げましたので、その実現に向け格段のご配慮をお願いいたします。

記

I 社会医療法人制度について

1. 救急医療等確保事業に係わる業務の実績基準の見直し
2. 社会保険診療収入等の80%超基準の見直し

II 社会医療法人に関する税制の見直し

1. 消費税における社会保険診療報酬等の非課税制度の見直し
2. 社会医療法人認定取消し時の一括課税の見直し
3. 社会医療法人の行う医療保健業の収益事業除外における業務区分撤廃
4. 社会医療法人に対する寄附税制の整備
5. 固定資産税等の非課税範囲の拡充
6. 福島原発事故による損害に対する賠償金の非課税

(別 紙)

I 社会医療法人制度について

1. 救急医療等確保事業に係わる業務の実績基準の見直し

社会医療法人制度の安定と一層の普及を図るため、社会医療法人の認定要件は地域の実情を踏まえた設定要件とされたい。

[理 由]

現行の認定要件中、救急医療等確保事業の実績基準はきわめてハードルが高いうえ、救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療の業務分野ごとに要件充足の難易度に差がある。なおかつこれらの基準は、地域の医療提供体制の変動という外的事情や当該地域における社会医療法人自身の確保事業への貢献により、充足の可否が大きく左右され、社会医療法人のあずかり知らない原因や確保事業への貢献結果から、認定取消しにつながりかねない。

こうした社会医療法人制度の根幹に及ぶ課題を解消するためには、現行の実績基準を見直し地域の実情を踏まえ柔軟に運用する必要がある。

社会医療法人制度の安定と一層の普及を図るため、社会医療法人の認定要件は地域の実情を踏まえた設定要件とされたい。

2. 社会保険診療収入等の80%超基準の見直し

社会医療法人の一層の普及を図るため、社会保険診療収入等の80%超基準の見直しをされたい。

[理 由]

社会医療法人は他の医療法人と異なり収益業務の実施が認められており、そこで得られた収益を医療に活用できることとされている。それと同時に社会医療法人における収益業務が一定の範囲に収まるように社会保険診療収入等が全収入の80%を超えていなければならないとも規定している。

しかし、超高齢社会において地域包括ケアを迅速に構築していくために様々な高齢者サービス等の普及が急務であり、社会医療法人もその一翼を担うことが必要である。社会医療法人の更なる地域医療への貢献の観点から80%超基準の緩和が必要である。

Ⅱ 社会医療法人に関する税制の見直し

1. 消費税における社会保険診療報酬等の非課税制度の見直し

医療および介護に係る消費税について、社会保険診療報酬および介護報酬の非課税を見直し、消費税制度のあり方に合致する原則課税に改められたい。あわせて患者、利用者負担への配慮を要望する。

(消費税法(昭和63・12・30法律108)第6条、第30条、別表第一関係)

[理由]

- ① 医療機関は消費税の上乗せされた医療機器や医薬品、医療材料、消耗品等を購入しているが、医療が非課税であるため仕入税額控除を通じて仕入税額の還付を受けることはできない。他の非課税事業者ならば、この仕入税額分を商品価格に転嫁して回収できるのに対し、医療の対価は法令上、社会保険診療報酬として決定されているという特殊性があり、転嫁することもできない。

これをカバーするため、社会保険診療報酬には仕入消費税の一部を補填することとされているものの、そのような画一的補填方式には個々の医療機関の仕入税額まで考慮されていないことから、補填額が仕入税額に満たない場合、その部分は損失として、医療機関が負担せざるを得ない状態が続いている。とはいえ、個々の医療機関の実態に応じた補填を行うことなど不可能である。すなわち、画一的補填方式は個別性の強い医療機関の消費税負担の実態になじまず、税負担の公平性が損なわれているのが現状である。

また、診療報酬における補填は医療が非課税と思っている国民に、知らぬ間に消費税負担を負わせる結果となっている点でも問題がある。

介護保険における非課税の居宅介護サービス費や施設介護サービス費についても同様の事態が生じている。

課税の公平性を確保するためには診療報酬等での調整では無理がある以上、医療、介護を課税取引として、仕入税額控除を認めなければならない。

四病協の平成24年度会員病院調査によると、病院の利益率はわずか0.33%にとどまる一方、控除対象外消費税負担額は収益の2.12%に上っている。全病院の控除対象外消費税負担額を推計すると、4,955億円もの巨額に達する計算となる。従来から政府の説明してきた1.53%の補填が不十分であることは明白である。

そして、平成26年4月の消費税率8%への引上げ時に実施された診療報酬改定における消費税補填は、税率引上げ3%分の手当てをしたにとどまり、なおかつその補填結果に対しては十分な検証が必要とみられる。

この矛盾した仕組みのまま、消費税率を27年10月に再度10%へと引き上げるならば、医療機関経営に致命的なダメージを与え、地域医療の脆弱化を招くのは間違いない。

- ② 社会保障制度としての社会保険診療、介護サービスのあり方に鑑み、患者や利用者の負担に配慮した施策もあわせて講ずるべきである。

2. 社会医療法人認定取消し時の一括課税の見直し

社会医療法人の認定が取り消された場合には、社会医療法人となって以後の非課税の累積所得金額すべてに一括課税されることになっているが、これは医療法人の死命を制することになりかねないため、廃止していただきたい。
(法人税法第64条の4第1項)

[理 由]

社会医療法人は救急医療等確保事業を実施することが要件とされているが、この事業内容は社会の医療ニーズに応じて変動するものである。

例えば、へき地医療の実施により認定を受けた場合、その地域がやがてへき地に該当なくなると要件を満たせなくなってしまうのである。

このような外的事情により、社会医療法人の死命を制するような取消しが行われるのでは、社会医療法人の存続の安定性は著しく損なわれてしまい、ひいては地域医療に及ぼす弊害も甚大である。かかる事態の生じないように、事前に制度の見直しを行われたい。

3. 社会医療法人の行う医療保健業の収益事業除外における業務区分撤廃

社会医療法人が行う医療保健業のうち、法人税法上の「収益事業」から除外されるものは本来業務に限定されている。社会医療法人の行う医療保健業は、医療法上の業務区分にかかわらず、すべて法人税法上の「収益事業」から除外していただきたい。

(法人税法第7条、法人税法施行令第5条第1項第29号チ)

[理 由]

- ① 社会医療法人の業務のうち、本来業務とされているのは、病院、常勤医師又は歯科医師のいる診療所、介護老人保健施設に限定されている。これは、医療法人の設立にあたってこれらのいずれかが必須という意味での位置づけによるものである。

本来業務以外のものうち、医療法人が行うことができる業務が附帯業務、さらに社会医療法人のみが行うことができるものが収益業務という区分になっている。

このように、医療法上の業務区分は、法人類型上必要とされるものとなっており、事業の内容と必ずしも一致していない。よって、附帯業務には巡回診療所やへき地診療所の開設等も含まれるなど、公共性・公益性の面において必ずしも本来業務に劣るとは言えない。

② 社会福祉法人においても社会福祉法上の事業分類（社会福祉事業、公益事業、収益事業）は、医療保健業の収益事業除外の要件とはなっていない。

③ 本来業務、附帯業務、収益業務のうち、医療保健業に該当しないもので、法人税法上の他の33収益事業に該当するものは、収益事業として課税対象となるものであり、社会医療法人のすべての事業が収益事業から除外されるわけではない。

したがって、社会医療法人が行う医療保健業は、すべて法人税法上の「収益事業」から除外すべきである。

4. 社会医療法人に対する寄附税制の整備

社会医療法人を税法上の特定公益増進法人とし、これらに対して寄附が行われた場合、寄附をした側については支出額の一定部分を所得税法上の寄附金控除の対象および法人税法上の損金としていただきたい。

（所得税法第78条第2項第3号、所得税法施行令第217条、法人税法第37条第4項、法人税法施行令第77条）

[理 由]

① 社会医療法人は救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児救急医療のような採算性の乏しい医療を自治体に代わって取り組んでいる。また、医療法第42条の2第1項第6号の公的な運営が確保されている公共性・公益性のきわめて高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。

② 教育の分野では一定の学校法人が、福祉の分野では社会福祉法人が特定公益増進法人とされているが、社会医療法人がこれらに比して公益性において劣るとは考えられない。

③ 社会医療法人を特定公益増進法人とすることにより、一般医療法人がこれらに移行することを促し、医療の非営利性を徹底することは、今後の超高齢社会を支えるためにぜひとも必要である。

5. 固定資産税等の非課税範囲の拡充

社会医療法人の「救急医療等確保事業の用に供する固定資産」に対しては、固定資産税が非課税とされているが、非課税の範囲を「医療の用に供する固定資産」全般に拡大していただきたい。

(地方税法第348条第2項第11号の5、地方税法施行令第50条の3の2、地方税規則第10条の7の7)

[理由]

平成21年度税制改正により「社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産」は、固定資産税が非課税とされたところである。

社会医療法人は法人単位で認定を受けるものであるため、認定対象となった施設以外の医療施設にも高い公益性が認められる。今後、非課税の範囲をこうした医療施設全般に拡大していただきたい。

6. 福島原発事故による損害に対する賠償金の非課税

東京電力の福島原子力発電所事故により周辺地域の医療機関が被った損害に対し、同社から支払われる賠償金については、所得税、法人税等を非課税としていただきたい。(所得税法(昭和40・3・31法律33)第9条、法人税法(昭和40・3・31法律34)第22条関係)

[理由]

東京電力の福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、周辺地域の医療機関は避難、休診、閉鎖を余儀なくされ、さらには患者の減少等による収益減少等、多大の損害を被っている。

これに対し東京電力からは損害賠償金が支払われることになっているが、国税庁では賠償金のうち心身の損害または資産の損害に対する賠償金以外の部分は課税対象になるとの見解を示したところである(「福島第一・第二原子力発電所の事故により被害を受けられた方々にお支払する賠償金に関する所得税法上の取扱いについて」

(平成23年11月30日国税庁課税部長回答))。

しかしながら、今回の事故がわが国にとって未曾有の大災害であることに鑑みるなら、原発事故からの一刻も早い復旧・復興を何より最優先すべきはずである。この観点から、上記損害賠償金に対する所得税、法人税等は、全額非課税としていただきたい。